

障害年金制度の概要・年金額のご案内

○障害年金とは

障害年金は、突然の病気やけがなどにより長期間の療養が必要になり、働くことができなくなったり仕事に支障がでたり、日常生活にも大きな支障が生じている方が、障害認定基準で定められている基準(等級)に該当した場合に、生活保障として老齢年金を受給するまでの期間、受け取ることができる重要な年金制度です。

○障害年金の対象となりえる傷病

長期の療養が必要な日常生活や就労に大きな影響をおよぼしているすべての傷病やけがが対象となります。

障害年金の受給の対象となりえる傷病(障害)例 (傷病名は特に定められていません)

障害の種類	傷病名
肢体の障害	脳出血、脳梗塞の後遺症(手足の麻痺など)・事故による後遺症(手足の切断、体の麻痺など)など
精神の障害	統合失調症・双極性障害・うつ病・知的障害・発達障害・認知症・てんかん・高次脳機能障害など
上記以外の障害	がん・慢性腎不全・心疾患・白血病・難聴・COPD・人工肛門造設は3級該当 など

○障害年金の更新期間

- ① 有期認定 : 1年～5年毎に更新 (障害の重症度や病名、進行速度によって設定されます)
- ② 永久認定 : 永久に更新は不要 (約10%の方)

○障害年金の受給要件のご案内

障害年金を受給するためには以下の①～③の全ての要件を満たす必要があります

- ① 初診日要件
- ② 保険料納付要件
- ③ 障害状態の要件

①初診日要件 (初診日の病院と現在通院している病院が違う場合は、別途に初診日の証明を取得する必要があります)

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがにより初めて医師などの診察を受けた日をいいます。

初診日は下記のA～Cの基準日となり必ず初診日を証明する必要があります。

- A : 初診日の時点で加入している保険制度の種別により、請求できる障害年金が特定される基準日となります
- B : 初診日の前日の時点で保険料納付要件が満たされているか、納付状況を確認する基準日となります
- C : 障害認定日(初診日から1年6ヶ月経過した日)の起点となる基準日となります
※知的障害の場合、初診日が生まれた日となりますので初診日要件は不要となります

- 初診日を証明する上での注意点です(初診日からかなりの年月が経過している方は時に注意が必要です)
- 1.病院のカルテの保存期間5年となっており、カルテが破棄されていた場合は初診日を証明することが難しくなる恐れがあります。
 - 2.初診日の病院が閉院になっている場合があり、初診日の証明をとることができなくなる恐れがあります。

②保険料納付要件 (初診日の前日においてA又はBの保険料納付要件を満たす必要があります)

- A : 初診日がある月の2ヶ月前までの被保険者(国民年金・厚生年金保険)加入期間の3分の2以上が、保険料納付済期間か保険料免除期間であること。
- B : 初診日がある月の2ヶ月前までの直近1年間に保険料未納期間がないこと。(初診日時点で65歳未満の方)
※知的障害など20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です

③障害状態の要件 (障害認定日の障害の状態が障害認定基準で定められた等級に該当すること)

※障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、初診日から1年6ヶ月を過ぎた日、または1年6ヶ月以内に傷病が治った場合はその日をいいます。

- A : 障害基礎年金(国民年金の被保険者)⇒障害認定日時点で「1級または2級」に該当している必要があります。
- B : 障害厚生年金(厚生年金保険の被保険者)⇒障害認定日時点で「1級～3級」に該当している必要があります。

○障害年金に該当する状態のご案内(一般的な障害認定基準)

障害の程度	障害の状態
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。 ・身の回りのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動は出来ない方 ・入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくとも、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることが出来ないほどの状態。(働くことができない) ・家庭内で軽食を作るなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方 ・入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方
3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態 ・日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方
障害手当金	労働が制限を受ける程度の状態。(5年以内に治っている必要があります)

○初診日の時点で加入している保険制度により受給が可能な障害年金のご案内

病気やけがで初めて医師の診療を受けたとき(初診日)に

①国民年金に加入中・加入されていた方 (1号被保険者・3号被保険者)

20歳以上65歳未満の方
20歳未満の方は20歳から



障害基礎年金を請求できます

②厚生年金保険に加入されている方 (2号被保険者)

会社にお勤めの方



障害厚生年金を請求できます。

障害認定日時点の障害の程度(等級)	初診日の時点で国民年金に加入(1号・3号被保険者の方)	初診日の時点で厚生年金保険に加入(2号被保険者の方)
1級	1級の障害基礎年金	1級の障害基礎年金+1級の障害厚生年金
2級	2級の障害基礎年金	2級の障害基礎年金+2級の障害厚生年金
3級	—	3級の障害厚生年金
3級より軽度	—	障害手当金 ※初診日から5年以内に治って(症状が固定して)いること

※1号被保険者：自営業者・大学生・フリーター・無職の方など

※2号被保険者：会社員の方で厚生年金保険に加入している方など

※3号被保険者：会社員の被扶養者配偶者の方

○障害年金の主な請求方法のご案内 (障害年金の主な請求方法をご紹介します)

①障害認定日請求(基本的な請求方法)

請求の要件	障害認定日に障害の状態が定められた等級に該当する可能性があり、障害認定日から1年を経過する前に請求する方法
添付診断書	障害認定日から3ヶ月以内に受診した診断書
支給開始	障害認定日の翌月分から支給開始

②遡及請求

請求の要件	障害認定日に障害の状態が定められた等級に該当する可能性があり、障害認定日から1年以上経過して ①障害認定日請求が出来くなった場合に請求する方法
添付診断書	障害認定日から3ヶ月以内に受診した診断書に加えて請求日以前3ヶ月以内の診断書の2枚
支給開始	障害認定日の翌月分から遡って支給開始(年金には時効があり遡りは最大5年が限度となります)

③事後重症求

請求の要件	障害認定日の障害の状態が定められた等級に該当する可能性がなく軽かったが、その後障害が重くなり 65歳の誕生日の2日前までに1級・2級に該当する可能性がある場合に請求する方法
添付診断書	請求日以前3ヶ月以内に受診した診断書
支給開始	請求した日の翌月分から支給開始

④20歳前の障害年金での請求(知的障害など)

請求の要件	障害認定日(20歳到達日または障害認定日が20歳以降の場合は障害認定日)に定められた等級に該当する可能性があり、20歳到達日及び障害認定日から1年を経過する前に請求する方法
添付診断書	20歳到達日又は障害認定日から3ヶ月以内に受診した診断書
支給開始	20歳に到達した日又は障害認定日の翌月分から支給開始

④20歳前の障害年金とは、20歳前に初診日がある障害のことを指し知的障害などが該当します。

知的障害の場合は生来の障害で初診日は生まれた日となり、原則として20歳到達日が障害認定日となります。

初診日が20歳前で厚生年金保険に加入していない場合は、障害基礎年金(1級又は2級)のみの対象となります。

20歳到達時又は障害認定日時点で定められた等級に該当する可能性がない場合でも、その後障害が重くなったり、別の障害が併存し65歳の誕生日の2日前までに定められた等級に該当する可能性がある場合は事後重症請求ができます。

○障害年金の請求を行える期間

障害年金を請求できるのは、原則として20歳の誕生日から65歳の誕生日の2日前までです。(例外あり)

(障害厚生年金の請求では、20歳未満でも受給できる可能性がありますが、障害基礎年金は、20歳以降から請求が可能となり受給も20歳以降からとなります。障害厚生年金とは異なりますのでご注意下さい)

○障害年金の支給額(年額) (令和7年度時点の金額)

障害の程度	障害基礎年金 (国民年金)	障害厚生年金 (厚生年金保険)
1級	1,039,625円+子の加算額	報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額
2級	831,700円+子の加算額	報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額
3級	支給なし	報酬比例の年金額
障害手当金 (一時金)	支給なし	報酬比例の年金額×2

○加給年金額と子の加算額(年額) (令和7年度時点の金額)

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

対象者	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	239,300円	障害厚生年金	65歳未満の配偶者
子2人まで	加算額	1人につき 239,300円	障害基礎年金	・18歳になった後の最初の3月31日までの子
子3人目から		1人につき 79,800円		・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子

○障害年金のご相談から請求(申請)のお手続きまでの基本的な流れのご案内

- ①ご依頼の方(またはそのご家族)との面談・ヒアリングの実施
(発病時の状況、初診日の確認、初診日から現在までの受診状況、障害認定日時点及び現在の症状、特に就労や日常生活の状況につきましてはどのような支障がでているかなどを詳細に確認をさせていただきます)
↓
- ②年金記録の確認
(初診日の前日における保険料の納付状況を年金事務所にて確認をさせていただきます)
↓
- ③受診状況等証明書の取得(初診日証明の取得)
(初診日に受診した病院と現在受診している病院が違う場合に証明書の取得をご支援いたします)
↓
- ④診断書の取得 (障害年金を受給する上で障害の状態にあるか否かを判断する最も重要な書類です)
(初診の病院や現在通院中の病院に診断書を依頼し、診断書の記載内容の調整など診断書の取得をご支援いたします)
↓
- ⑤病歴・就労状況等申立書の作成
(最初に病院にかかった経緯から現在までの病歴や就労・日常生活状況など必要事項の記載をご支援いたします)
↓
- ⑥戸籍謄本・住民票など裁判請求に必要な添付書類を取得していただく場合があります
↓
- ⑦障害年金の裁判請求書を年金事務所などへの提出を代行いたします (①～⑦まで約3ヶ月かかります)
※ご本人様の体調に合わせてヒアリングを継続し、ご質問やご相談などにも迅速にお応えいたします

○障害年金に関するご相談について (障害年金の申請(請求)をご検討されている皆様へ)

ご相談時に認印と下記の資料を可能な範囲で結構ですのでお持ちいただきますようお願い申し上げます。

- ・認印(障害年金の申請に必要なお手続を代行するための委任状などに使用いたします)
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・ねんきん定期便
- ・お薬手帳(初診日の病院から現在まで)
- ・病院における検査結果通知書(初診日の病院時の検査データや最近の検査データなど)
- ・病歴などのメモ(初診日から現在に至るまでの病歴・症状の進行状況など)
- ・初診日から現在にいたるまでの病院の名称・住所、主治医の氏名、通院・入院期間などのメモ
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方は手帳をお持ちください

ご相談時にお持ちいただいた上記の資料をもとに、傷病などで就労や日常生活にどのような支障がでているかなど、綿密なヒアリングを行い障害年金受給の可能性が少しでもあると判断できましたら、ご本人様のご意向を確認後、申請を希望される場合には障害年金の請求(申請)手続きの支援を行う方向でお話をさせていただきます。
(障害年金の審査は厳しく、請求(申請)すれば必ず受給できるものではないことを予めご了承ください。)

○障害年金が支給決定された場合の成果報酬のご案内

<input type="radio"/> 手続きに必要な事務手数料	20,000円+消費税
(手続きに必要な事務手数料は支給決定の有無にかかわらず、入金後はいかなる理由でも返金はいたしかねます)	
※手続きに必要な事務手数料には交通費・通信料などの諸経費が含まれています	
<input type="radio"/> 成果報酬①	支給決定金額の2ヶ月分+消費税
<input type="radio"/> 成果報酬②	年金初回振込額の10%+消費税
※障害年金支給決定の場合のみ成果報酬①または②の高い方をお支払いいただきます	
○ 診断書代、受診状況等証明書発行手数料(お客様にご負担いただきます)	

※手続きに必要な事務手数料は、業務委託契約成立後にお支払いいただきます。

○障害年金の請求を検討されている皆様へ

1. 長期間の療養が必要な傷病やけがをされた場合は、初めて病院を受診した日付と病院名及び障害認定日が何時になるかを必ず確認されてメモなどに記録を残されるようお願いいたします。
病院で受けた検査結果の通知及びお薬手帳も無くされないように大事に保管してください。
2. ご家族やお友達など周りの方に、突然の傷病により就労をすることができなくなり日常生活にも大きな支障が生じている方がいらっしゃいましたら、社会保険労務士へのご相談をご検討ください。
3. 障害年金の申請はご本人様やご家族様でも可能です。しかし申請の手続きがかなり複雑で専門知識も必要となります。
申請に必要な書類の作成など準備から申請するまで約3ヶ月かかり労力だけでなく時間もかなり必要となります。
費用はかかりますが社会保険労務士に依頼される方もかなり増えております。
当事務所では、ご依頼をいただいた方の気持ちに寄り添いながら複数回にわたるヒアリングをさせていただきます。
障害年金を受給してしてだけるよう誠心誠意ご支援をいたします。
4. ご相談につきましては、無料にてご対応しております。
ご質問やご不明な点がございましたら、分かりやすい言葉で丁寧にご説明をさせていただきます。
優しさと思いやりをもってご対応いたしますので、お気軽にお問い合わせいただけましたら幸いです。

